

平成21年度

第2回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成21年8月6日(木) 午後3時~

2 会 場 宇都宮市役所 市議会第2委員会室

3 出席委員

被保険者代表	植松 明男	委員	小林 紀夫	委員	舟本 肇	委員
	鹿野 順子	委員	加藤 一克	委員		
保険医・	稻野 秀孝	委員	中澤 堅次	委員	齋藤 公司	委員
保険薬剤師代表	菊池 進一	委員	菊地 善郎	委員	廣田 孝之	委員
公益代表	高橋 美幸	委員	半貫 光芳	委員	福田 久美子	委員
	金子 和義	委員	井澤 清久	委員	江連 晴夫	委員
	山口 裕	委員				
被用者保険代表	野中 貞明	委員				

(以上19名)

4 欠席委員

被保険者代表	井上 尉央	委員	篠崎 文子	委員
保険医・保険薬剤師代表	小林 豊	委員		
被用者保険代表	手塚 寛文	委員	入野 俊昭	委員

(以上5名)

5 出席職員

保健福祉部長	桜井 鉄也	保健福祉部次長	半田 秀一
保健福祉総務課総務担当主幹	宇梶 幸男		
保健年金課長補佐	長谷部 敬	国保給付グループ係長	黒須 正宏

国保税グループ係長 小野澤 栄 収納グループ係長 大野 益男

滞納整理グループ係長 加藤 明男 管理グループ総括主査 野沢 努

国保給付グループ総括主査 高橋 聰 国保税グループ総括主査 金枝 宣行

6 会議録署名人 小林 紀夫 委員 中澤 堅次 委員 (議長指名)

7 付議事項

(1) 市長からの諮問について

(2) 協議事項

・国民健康保険を取り巻く環境と現状について

(開会 午後3時)

【事務局】 定刻となりましたので、ただ今から、平成21年度第2回「宇都宮市国民健康保険運営協議会」を始めさせていただきます。

議事に入ります前に、まず、定足数についてご報告いたします。本協議会の定数は、24名でありますが、本日、出席されている委員は、19名であります。宇都宮市国民健康保険規則第8条に規定する、半数以上の委員が出席されており、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

次に、開会にあたりまして、金子会長よりご挨拶いただきます。

【会長】 (挨拶)

【事務局】 ありがとうございました。

この後の議事につきましては、金子会長に進めていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは、早速、会議次第に従いまして、議事を進めて参ります。

始めに、当運営協議会に対しまして市長から諮問がございます。よろしく、お願いいたします。

【市長】 宇都宮市国民健康保険運営協議会 会長 金子和義様。

「国民健康保険税の税率の見直し等について（諮問）」

標記について、宇都宮市国民健康保険規則第1条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

国民健康保険は制度の構造的な問題などにより厳しい財政運営を強いられております。加えて、昨今の経済情勢により離職者の加入が増加し、国民健康保険の財政は一層厳しさを増しています。

また、平成20年度の医療保険制度改革により、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行するなど、国民健康保険の構造も大幅に変わりました。

このようなことから、本市の国民健康保険における税率の見直しを含めた財政の健全化策について、貴協議会の意見を求めます。

なにとぞよろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは、ここで、市長からご挨拶をいただきたいと思います。

【市長】 皆様、こんにちは。

第2回宇都宮市国民健康保険運営協議会にご出席賜りまして、本当にありがとうございます。会長を始め、皆様方に厚く御礼申し上げます。

ただ今、諮問をさせていただきましたが、その際、皆様にご説明させていただきましたが、国民健康保険を取り巻く状況は、厳しい状況にあります。特に、高齢者、低所得者や退職者といった方々の割合が年々高くなっています。

また、平成20年度に國の方針が変わりまして、高齢者と現役世代の負担の割合を近づけようと、後期高齢者医療制度がスタートいたしました。

このように環境が目まぐるしく変わる中で、宇都宮市といたしましても、健全化と公平性をうたいながら、これから運営していくためには、今回諮問をお願いしました

とおり、税率の見直しを含めた財政の健全化策について皆様方からご意見を求め、更に運営がスムーズに進んで行きますように、お力添えを賜りたくご質問をさせていただきました。ご苦労をおかけしますが、なにとぞよろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございました。

市長には、ここで、ご退席いただきます。

【会長】 ただ今、市長から質問を受けましたので、事務局から質問書の写しをお配りします。

【会長】 次に、会議録署名委員の選出でございますが、宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は議長のほか委員2人とし、議長が会議に諮って定めることとなっておりますので、「小林紀夫委員」と「中澤堅次委員」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】 ご異議ございませんので、「小林紀夫委員」「中澤堅次委員」にお願いいたします。

【会長】 次に、(2)の協議事項に入ります。ただ今、市長から質問がございましたが、まず始めに、質問内容やその背景を理解していただくため、関係資料について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明は終わりました。ただ今の説明について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

【委員】 後期高齢者医療が始まって、被保険者が抜け、収支はどうなりましたか。

【事務局】 当初見込んでいた収入の支援金など、収支で約10億円見込みと違いました。

【委員】 1人当たりの保険税額というのはどういうものですか。

【事務局】 調定額を被保険者数で割ったものです。

【委 員】 実際の保険税の額と違うのかですか。

【事務局】 当初賦課ベースの額を被保険者数で割ったものです。保険税額は所得等に応じて世帯ごとに変わります。

【委 員】 後期高齢者が抜けても19年度と20年度の医療費はほとんど変わっています。1人当たりの医療費についても、ほとんど変わらなくて微増していますが、他の中核市の傾向はどうなっていますか。

【事務局】 全国的に医療費は伸びております。次回、資料を提供したいと思います。

【委 員】 県の資料によれば宇都宮市の医療給付費は他市と比べて低い方です。他に他市と比較した給付費の資料があれば出していただきたいと思います。

【委 員】 75歳以上になると亡くなられる方が多くなるので、医療費総額にすると75歳をピークに下がってくるので、こうしたデータをお出しitただく時は100歳位までのデータを出していただくとわかりやすいと思います。

【事務局】 75歳以上につきましては統計をとっていませんので、今後検討していくたいと思います。

【委 員】 収納率について、現年度は低いが滞納繰越は高くなっています。早めに措置をすれば、市民は納税するのではないかと思います。その辺の見極めはどうしているのですか。

【事務局】 収納率が低い要因としまして、収入がない方にも課税していることがございます。加入世帯の73%が所得200万円以下ということで、収納率が低くなっています。滞納状況により短期被保険者証、資格証明書を出さざるを得ませんので、古いものから徴収せざるを得ません。早く一般の保険証に戻っていただくように、徴収を行っております。

また、平成18年度までは滞納処分を行わずに、文書催告を中心に滞納繰越分を徴収しておりました。そうしたこともありまして、滞納繰越分が多くなり、現在は古い

分から徴収しております。古い分が減ってくれれば、現年度分の収納率も上がってくると考えております。

【委員】 滞納者の中で納められるのに納めない、本当に納められない、その見極め・判断をできるだけ早くして滞納を減らしていただきたいと思います。

【事務局】 そのようにいたします。

【委員】 保険税は高くて、収納率は高くない。現状はどうなっているのか、今後どうしたらよいかもう少し掘り下げて、次回説明していただきたい。

【事務局】 次回、論点を整理してご協議に臨みたいと思います。

【委員】 1人当たりの所得は他市と比べてどうなのでしょうか。

【事務局】 そうしたデータも、次回提示したいと思います。

【委員】 1人当たりの保険税について、宇都宮市は県内ではどの辺りに位置しているのでしょうか。

【事務局】 次回、資料を揃えて提示したいと思います。

【委員】 収納率ではなく、どのくらいの件数があって、どのくらい収納されているか、件数で出していただくことはできますか。

【事務局】 次回、調定額・収納額、件数をご提示いたします。

【委員】 国保の財政が苦しくなっている根本的な原因の一つに国庫支出金が減額されていることがありますので、それも参考資料に出してください。

また、県内の国保保険料の調定額と収納率は、国保運営協議会委員の研修会でいただいた資料に載っています。

それから、滞納世帯のうち、資格証明書・短期被保険者証をどれ位の割合で交付されているのか、市によって差があるので、他市と比較した資料を出していただきたいと思います。

【事務局】 次回、ご提示させていただきたいと思います。

【委員】 先ほどの、歳入の見込みが違うことの説明ですが、歳入においては財政調整交付金など歳出が決まって入ってくるものなので、大きな見込み違いは見られないような気がします。他の市税は皆さんから集めて何に使いましょうかとやっていますが、国保税の場合は、医療費でこのくらいかかりそうだから、皆さんから保険税でこのくらい集めましょうか、とやっているので、歳出から決まってくる話ですから、そのようにお答えされることがよくわかりません。歳入での見込みが狂ったというのであれば、あるとすれば保険税の部分だと思います。保険税額が予定額よりも多かった、要は自分たちで決めたラインが甘かったのかもしれないし、皆さんの努力があってそうなったのかもしれないし、それはわかりませんが、一番考えなければならないのは、歳入においては、保険税の収納率であります。税率を決める前に、一番考えなければならないのは、収納率を全体の保険税の中で何%と見込んで予算を立てるかということだと思います。収納率はどうかというと、建設的な意見はありますが改善はなかなか難しい。

次に、論点に移らせていただきますが、1人当たりの保険税というのはわかりにくい。わかりやすくするのであれば、擬似を含めての世帯主が納めている平均を出したほうが皆さんにとって実感としてわかりやすいと思います。偏差値50の一番多い世帯でどれくらいの額なのかをしていただかないと、宇都宮市が高いのか安いのかわからない。

現年度収納率を見れば、旭川市、東大阪市は1人当たりの保険税が同じくらいで、単純に見れば、保険税を下げれば収納率が上がるかならないのか、ということも考えなければなりません。現年度分でも全体でもかまいませんが、この収納率を見て、どのような考え方なのか、考え方をお聞かせください。

【事務局】 高いか安いか、いろいろな物指しで見ていく必要があると思いますので、次回の資料に盛り込みたいと思います。

また、収納率については、中核市4位の税額ということで、しかも現年度の収納率が低い状況ですので、ご指摘もありましたが、さらに財源不足のため上げるとどうなるのか、また、税率改定がふさわしいのかどうか、次回論点を整理して皆さんにお諮りしたいと考えております。

【委員】 次回必ず確認していただきたいのですが、一般会計からの繰入金について、保険者としての宇都宮市としてどのような考え方なのか、それについての回答をはつきりもってきていただきたい。

資料を見ると、大方皆さん市税は納めるけど、国保税は納めない。納めていない人の分が、医者にかかれば国保から支出されるわけです。資格証明書・短期被保険者証の方の分を含めて、納めている人の保険税で補填されるわけです。果たして、善意の納税者が負担していることが、公平性の観点から保険者である宇都宮市としてどう考えているのか。そうすると、差額の部分を補填するとなるとどのくらい必要なのか、算出されたことはあるのですか。

【事務局】 そのような観点では算出しておりません。

今後、保険者として、収納率をどう上げていくか、医療費の抑制を図っていくのか、こうしたことをやっても財源不足を解消できない時に、どうような方策があるのか、一般会計からの補填のあり方も含めて、次回までに論点を整理してまいりたいと思います。

【委員】 宇都宮市は、1人当たりの医療費は決して高い方でないと聞いております。にもかかわらず、保険税額が高いということは、納めている人が少ないから納めている人の額が高くなっていると考えるのですが、いかがでしょうか。

【事務局】 保険税の収納率が何%になれば財源不足が解消できるか、試算はございません。いろいろな収納対策を講じてますが、収納率が伸び悩んでいることは事実です。不公平感があることも認識しております。こうしたことを含めまして、財政健全

化に向けてどのような方策を探るべきか、今後の協議会での論点とさせていただきた  
いと思います。

【委員】 富山市や高松市など収納率の高い他市に勉強に行ってたりはしているので  
すか。

【事務局】 例年、中核市とは照会等により情報交換しております。収納対策で大きな差  
異はございませんが、あえて挙げるとしますと、富山市では口座振替の加入率が極め  
て高く、宇都宮市は加入率が低いということが、大きな差として見られております。

【会長】 直接現地に行っているのですか。

【事務局】 近年、職員が直接現地に行ってはおりませんが、国保の会合などを通して情  
報交換を図ったりしております。直接行って情報交換する必要があるかどうか、今後  
検討してまいります。

【委員】 収納率が高いところの具体例として口座振替が多いということでしたが、宇  
都宮市としては口座振替を大々的にお願いしていくとか、収納率の高い市に見習って  
何かをしていく必要があります。収納率が95%位になれば財源不足が貽えると思  
います。収納率が低いから財政状況が悪いわけで、口座振替の加入を増やして行くなど  
やることをやらないのに、単に保険税率を上げるとなると、かえって未納者が増える  
ことになりかねないし、市民の同意が得られないと思います。

これだけ1人当たりの保険税が高くて収納率が低いと、きちんと納めている人が損  
をすると思われる所以、改善していかなければならぬという気がします。

【事務局】 国保財政の健全化を図る取組みとしまして、歳入の確保、歳出の抑制という  
2本柱がございますが、特に歳入の確保では、保険税収、収納率を高めることが大前  
提でございます。口座振替はその1つの方策と考えております。先ほど委員から、特  
定の所得階層の中で納められるのに納めない人がいるのかということもございました  
が、特定の所得階層にターゲットを絞って効率的な収納対策を行うなど、収納対策の

アクションプランを整理して市民の皆様にお示しし、国保の窮状を訴えるとともに、  
保険者としての取組みもアピールしてまいりたいと考えております。

【会長】 今後の協議の論点が少しずつ見えてきたと思います。委員から資料の請求が  
ありましたので、事務局は協議ができるような資料を揃えていただきたいと思います。

【委員】 資料としては、概略がわかるものを望んでいます。例えば、毎日新聞の記事  
ではモデルケースを出していて、わかりやすい説明が載っていました。このような資  
料を出していただければわかりやすいのではないかと思います。

【事務局】 記事につきましては、私どもも認識しております、国保の收支が全国的に  
赤字であるという記事でした。私どももわかりやすい資料作りに努めまして、皆さん  
の共通の理解が得られるよう努力してまいりたいと思います。

【委員】 収納率を高めるため、事務局はもとより、委員もアイデアを出していくべき  
で、そのためにもわかりやすい資料が必要であると思っています。

【委員】 仮に収納率が 100%になれば、1人当たりの保険税は変わらるのでしょうか。

【事務局】 現在の状況では、現年度の収納率が 95%程度になれば 12 億円程度確保で  
きます。そこで收支均衡が図れますので、100%になれば、全体の保険税が抑えら  
れます。

【委員】 低所得者が多いということで、納付できるのかできないのか判断は難しいと  
思いますが、そうした意味での調査がもう少しやれるのでしょうか。

【事務局】 参考資料 1 の所得階層別滞納率にありますように、300万以下、200万  
円以下、所得なしの階層の方々は、滞納率が 20%を超えております。こうした階層  
の方々が納めづらい状況にあると言えると思います。

【委員】 所得が 500 万円超でも、10%が滞納している。

【事務局】 特定の所得階層にどういう傾向があるのか見極めて、効率的な収納対策を目  
指してまいりたいと思います。こうした取組みにつきましても、アクションプランで

示してまいりたいと考えております。

【委 員】 私が相談を受けたケースなのですが、1回の納付額が多いので分納の相談をしたところ、その分延滞金が上がってしまうと言われたそうです。まじめに納付しようとして窓口まで相談に来ています、納付する意思があるのだから、きめ細かな対応をしてほしいと思います。こうした相談件数は把握しているのですか。

【事務局】 相談件数は把握しておりません。

分割納付の相談につきましては、12回を念頭にしております。納期がありますので、その時に、督促状の発布と延滞金について話をさせていただいております。

【委 員】 納付しようとして相談に来ているのに、なぜ督促状が出るのか、という感情がありますので、きめ細かな対応が必要だと思います。また、要望ですが、相談件数も把握していただきたいと思います。

【委 員】 現年度と滞納繰越を分けて収納率を出すことに意味はあるのですか。

【事務局】 税金の場合、現年度と滞納繰越を足して全体の収納率を比較しております。

滞納分よりも現年分を優先するご意見をいただきましたが、資料にあるように法的な根拠があるので、それに基づいて対応しております。

【委 員】 歳入は、国庫支出金は法で決まっていますので、税の収入がどのくらいか、一般会計からどれくらい繰入するのかで決まっています。臨戸訪問をして払えない理由を相談しないと収納率が上がってこないと思っていまして、その辺の取組みで大きな差ができるのではないかと思います。と言いますのは、申請減免は要綱で定めていますが、例えば、生保基準の1.2倍とか1.5倍とか、一定の収入の線を切って、それ以下であれば減免しますといった独自の規定をしているところもあるわけです。宇都宮市の場合は、前年の所得との比較で著しく所得が減った場合や失業した場合しかないと、滞納が増えて納付できないという方が増えてきています。減免の要綱で所得ラインを決めて該当すれば減免するとしていかないと、

どんどん滞納が増えて払えなくなってしまいます。

それから、一般会計からの繰入について、中核市や県内市町との比較資料を出していただきたいと思います。

【委員】 課税方式で、資産割を廃止した経緯についてご説明いただきたい。

【事務局】 現在、宇都宮市は3方式で資産割がありませんが、19年度までは資産割がございまして、この協議会でご議論いただきました。4方式は町村型と呼ばれまして、3方式はそれが進んだ形です。2方式は都市型と呼ばれまして、中核市では4方式がだんだん減っていって、3方式になっておりました。その当時のこの協議会で資産割はなくしていくということでなくなったと聞いております。

【委員】 5年前に税率改定があった時に、資産割は固定資産税との二重課税で不公平だろうということでしたが、一気に廃止すると資産がない方にとっての課税が急激になるので、5年前の時には半分位にして、その次に廃止するということで、今から2年前に廃止となった経緯がありました。

【委員】 これまでの税率改定の時には、上げることを前提にやってきていました。医療費が伸びるからそれを歳入で割らなければならない、これでやってきているのだから止むを得ないということになっています。誰が、どういう方法で、どれだけ負担するか、ということを運営協議会でやってきました。今までと同じようにやるのか、保険者である宇都宮市がどれだけ負担するのか、議論していかなければならぬ。次回までに財政課と協議して、繰入額を決めた上で、税率改定の議論をしていかないと、1月の予算化要望まで決まらないとなれば、税率改定は1月まで待つべきだと思います。

【会長】 どういう方向がいいのかということを市長から諮問を受けているので、協議会としての結論を出せばいいわけで、最初から事務局に予算について聞く必要はないと思います。

【委員】 それでは、現状では税率改定に十分説明できる答申にならないこともありますか。

【会長】 次回以降の協議のなかで、皆さんのご意見を聞かせていただいて、財政健全化に向けた本協議会としての意見を市長に答申すべきだと思っています。

【委員】 税率の部分は被保険者の部分だと思います。行政は保険者としての人格があると思います。市がここまでやるから、残りの部分を協議してください、というのであれば諮問としてわかりやすいと思いますが、それを含めた諮問ということでおろしいのでしょうか。

【会長】 今の意見について、他の委員の皆さんから何か意見はございませんか。

【委員】 この協議会は運営の基本的な方向性について出すところなので、大きな権限を持っていると思います。それに沿って、市は運営していかなければならぬので、この協議会で、例えば、一般会計からの繰入を増やして平均の税負担を減らすべきだと答申に盛り込むことはできると思います。税率はその中の一部だと思います。

【会長】 先に結論ありきの話ではなく、そういうことも含めて、次回以降の協議会で議論していただきたいと思います。

【委員】 どれだけあれば健全な財政となるのか、税として徴収する分もあるでしょうし、一般会計からの繰入もあるので、それを含めて全体を考えていかなければ、結論として税を上げればいいのではないかということになってしまいます。しかしながら、ここで税率を上げたところで、滞納率が上がってしまうのではないか、そのところで、全体をどう掘んでいくかを考えていかなければ、結論として出てこないのではないかと思います。当然結論が出なければ、市長に対する答申も結論が出ないという結果になってしまいます。それではいけませんので、いろいろな資料を出していただい、全体を含めてどう考えるかということをやっていけば、結論はともかく、方向性は出てくるのではないかと思います。それには市の考え方も出していただかないとだ

めだろうと感じます。

【事務局】 今日ご議論いただいた中身の分かりやすい資料を次回お出しさせていただきますが、市長から諮問させていただいた基本的なスタンスとしまして、税率改定、引き上げを前提に諮問したわけではございません。足りない分は税を上げたり、収納率の向上など、様々なご議論をいただきまして、決して現時点におきまして保険税率を上げることを前提に諮問したわけではありません。今日は様々な貴重なご意見をいただきましたので、次回は、できるだけ分かりやすく、数多くの資料をお出ししながら、更にご議論をいただけたらと思いますので、なにとぞよろしくお願ひいたします。

【委員】 過去に予算化要望の時に、一般会計からの繰入の増額要望はしてきたのか。

【事務局】 予算化の中では一定の増額の方向では取り組んでまいったところです。ですが、最終的には市全体の予算の調整がございますので、前回の決算のような結果になっておりますけれど、そのような流れでは取り組んできたところです。

【委員】 それは抜本的に、収納率ということではなくて、保険税の健全化が図られるに足りうるだけの予算化要望されているのですか。

【事務局】 これまで、年度間の過不足調整のために、基金を持ちながら運営していましたので、委員がおっしゃられるとおり、足りない分をまるまる、という形ではございませんでした。基金も使いながら全体的な調整をしながら増額部分は要望してまいりましたが、ご指摘のような、抜本的に足りない部分は全部という動きはございませんでした。

【委員】 抜本的な改革をするにはどうするのかというのは、ここに座っている皆さんではなくて、財政の部分でどう考えているのですか、というお答えを持ってきていただかないとできなし、お答えが自分のところでできないというのであれば、できる方に来ていただいて、本市としての考え方をおっしゃっていただきたい。形として12月

までに答申を出します、市長は答申を基に条例の改正案を持って来ます。12月議会に税率の条例改正を出さないと周知期間がなくて新年度に向かられないという事情があるかもしれません。ところが12月の前に答申を出すとなりますと、予算化要望の前で予算が決まっていませんので、その段階では努めてまいりますとしかここに座つてらっしゃる方はおっしゃらない。でも、税率改定で我々は答申を出さなくてはならない。そこが矛盾していると申し上げているのです。

【会長】 それは一つの考え方であって、この協議会で時期を含めていつ頃考えたらいいのではないか、という案も出せるわけですので、全体で協議してもらえばと思います。

【委員】 仮に来年度税率の改定をしないこともあるし、来年の4月ではなく、再来年の4月に改定ということもあるわけで、その辺については、何のためにこういう議論をして、このようにやりましょう、そのためには皆さん情報量を高めて議論していただきましょう、という進め方をしてもらえばいいかと思います。いつまでにどこまでやらなければならないのか、改定できない場合はどうなるのか、一般会計からの繰入はこういう進め方をしていくなど説明していただく中で、分かりやすい資料で分かりやすく説明していただけたらと思います。

【会長】 皆さんからそれぞれいろいろなご意見をいただきまして、次回また、いろいろな資料が揃った中で、ご協議いただけたらと思います。それでよろしいですか。

【委員】 次回の会議では、税率改定のモデルを出していく予定ですか。

【事務局】 次回は、いろいろな観点から議論していただく上での論点を整理してお示したいと考えております。

【事務局】 次回の大まかな考え方ですが、国保財政が厳しい中で、いくつかの方策をご指摘いただきました。例えば、収納率の向上、歳出の抑制、税のあり方、一般会計からの繰入、先進地の状況、1人当たりの医療費など。今日ご議論いただいた論点を整

理して、わかりやすい資料を出して議論を深めていただきたいと考えております。

【会長】 次回は具体的な論点を掲げて、それに基づき協議するということですけれど、皆さんそれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【委員】 一つお願いしたいことがあります。資料がぎりぎりに届くので、3、4日前には送ってほしいと思います。

【事務局】 次回以降は余裕をもって届くようにしたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

【会長】 異議なしということなので、具体的な内容についての協議は、次回とさせていただきます。

それでは、次に「その他」に移ります。

委員の皆様、何かございますか。

ないようですので、事務局から、何かありますか。

【事務局】 次回の会議は、8月20日木曜日の午後3時から、市役所本庁舎14D会議室にて開催いたしますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは、他にないようですので、これをもちまして本日の会議は終了させていただきます。

長時間熱心なご討議をいただき、ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

(閉会 午後4時40分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会長

金子和義

委員

小林紀夫

委員

中澤堅之